

Knowledge and Technology information Network 会員規約

平成13年7月1日 制定（初版）
平成15年4月14日 改定（第2版）
平成16年10月22日 改定（第3版）
平成17年2月17日 改定（第4版）
平成17年10月21日 改定（第5版）
平成18年07月21日 改定（第6版）
平成18年10月20日 改定（第7版）
平成24年5月25日 改定（第8版）
平成26年7月10日 改定（第9版）
平成29年5月15日 改定（第10版）
平成30年6月15日 改定（第11版）
令和3年4月27日 改定（第12版）
令和5年11月21日 改定（第13版）

第1章 総則

第1条（定義）

本規約において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

1. 当社

東京システムハウス株式会社をいう。

2. 本会

Knowledge and Technology information Network（以下、KT-NETという）とし、当社が運営する。

3. 会員

- （1）特別会員、一般会員、賛助会員（以下、会員と総称する。）は本規約を承諾のうえKT-NET入会申請を行い、当社が入会を適当と認めた法人をいう。
- （2）特別会員、一般会員は、情報サービス業もしくはそれに関わる事業を営むものをいう。
- （3）賛助会員は、所属する業界において先進的な取り組みを行っている、またはKT-NET会員のイノベーションや製品・サービスの普及、改善に有益な情報を提供する可能性があるとして運営委員会が認めた法人や組織をいう。

4. 製品等

当社、会員あるいは株式会社 KDDI 総合研究所（以下、KDDI 総合研究所という）が保有する技術・プロダクトやサービス等、本会が扱うもの全般をいう。

第2条（目的）

本会は、インターネットに代表されるネットワーク社会の到来に向けて、パーソナル／ビジネス分野において魅力的なコンテンツ・サービス・アプリケーションの開発を支援する為に、製品等を会員およびエンドユーザに提供するとともに会員・当社・KDDI 総合研究所相互間において知識・技術を共有することによってビジネスを発展させ、健全な高度情報化社会の実現に寄与することを目的とする。

第3条（組織）

1. 本会の運営に関する重要事項を審議決定するための運営委員会を置く。
2. 第4条に規定する活動を遂行するための部会を置く。各部会には、具体的なテーマ

を遂行するためのビジネス研究会を置き、これを活動単位とする。

3. 部会・ビジネス研究会活動支援、会員の製品等の販売・販売支援、その他、本会を円滑に運用するために事務局を置く。事務局は、当社および KDDI 総合研究所により構成する。

第4条（活動内容）

本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

1. 製品等に関する情報の提供。
2. 製品等の提供と教育。
3. 製品等を利用した事業化を支援するための活動。
4. 会員相互間へのビジネスの紹介・仲介などの活動。
5. その他前条の目的を達成するために必要な活動。

第5条（会員情報の提供等）

1. 本会は、会員から申告された会社概要、事業内容、保有する製品・技術者情報などの情報を、本会の会員およびエンドユーザに対して公開できるものとする。但し、会員は、やむを得ない事情により会員情報を公開が出来ない場合には、その旨を事務局に通知するものとする。
2. 会員および本会は顧客に対し、自社が権利を有する商標等であって別途指定するものを、本会における製品等の宣伝及び販売のために使用することを許可するものとする。許諾を受けた当事者は、当該使用に際し、許諾を行った当事者が別途指定する使用条件に従うものとする。
3. 本会は特別会員及び一般会員に対し、会員の登記事項証明書、印鑑証明書、会社経歴書、決算資料等の提出を求めることができるものとする。

第6条（会費）

1. 会員は、別に定める支払条件に基づき会費を本会に支払うものとする。
2. 本会は、会員に対して少なくとも 30 日前の通知により、会費の金額を変更できるものとする。
3. 本会は、契約解除の他、いかなる理由においても、会員に対し会費を返還しないものとする。
4. 賛助会員については本会に会費は支払わないものとする。

第7条（有効期間）

1. 会員としての有効期間は、入会申込の日から翌年同月末までとする。但し、会費の入金がなされた時点から、会員の効力が発生するものとする。
2. 前項の期間満了の1ヶ月前までに、会員から書面による解約の申し出が無い限り、更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

第8条（退会及び除名）

本会から退会を希望する会員は、書面で本会に届け出するものとする。また本会の信用・名誉を毀損した場合または設立の趣旨に反する行為をした場合または1年にわたり会費を滞納した場合には、運営委員会の議決により会員を除名することができる。また賛助会員については第1条3項の条件を満たしていないと運営委員会が判断した場合、議決により会員を除名することができる。

第9条（暴力団等の排除）

1. 本会は、会員が次の各号の一に該当した場合は、なんらの通知、催告を要せず直ちに除名することができる。
 - (1) 会員または会員の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者、及び会員の従業員その他の関係者が、暴力団、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、暴力団等という。）であるとき、または、暴力団等であったことが認められると

- き。
- (2) 会員または会員の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者、及び会員の従業員その他の関係者が、暴力団への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行ったとき。
 - (3) 会員または会員の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者、及び会員の従業員その他の関係者が、自らあるいは第三者を利用して本会に対し、暴力的または威迫的な行為、もしくは不当に名誉・信用を毀損する行為を行ったとき。
 - (4) 会員が本契約または個別契約の履行のために契約する者が前3号のいずれかに該当するとき。

第10条（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

会員が第8条、第9条によりその会員資格を喪失したときは、本会に関する権利を失い、義務を免れるものとする。ただし、不履行の義務（第11条、第13条、第14条、第16条第2項、第27条、第4章の全て）に関しては、これを免れることができないものとする。

第11条（秘密保持）

会員、当社および KDDI 総合研究所は、本会を通じて知り得たお互いの顧客および技術上、営業上の一切の秘密を他に漏洩しないものとする。万一違反し、これによって会員、当社、KDDI 総合研究所または顧客が被った損害について当事者は損害賠償の責を負うものとする。但し次の各項の一に該当するものは、この限りではない。

- 1. 知り得た時点で既に公知であったもの。
- 2. 知り得た時点で既に自らが所有していたもの。
- 3. 知り得た後に、自らの責めによらず公知となったもの。
- 4. 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
- 5. 自ら独自に開発したもの。

第12条（合意管轄）

会員および当社は、本会の活動上生じた疑義の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとする。

第13条（共同著作物）

本会は、活動の中で複数の会員や当社、または KDDI 総合研究所により共同で新規に開発された製品やサービスに対し、別途販売権・知的財産権などに関する契約を行なう。

第14条（商標やロゴマーク等の使用）

- 1. 本会のロゴマーク等の商標、本会の表示（文字、写真、イラスト等）または本会の著作権（以下、商標権等という）は、本会が権利を有する為、会員は無断で使用、転載することはできない。
- 2. 当会に帰属する商標権等の使用、転載を希望する場合には、概要（会社名、担当者名、具体的な事業内容、商標権等の使用目的、等）を明記し、事前に事務局に認可を取らなければならない。
- 3. 商標権等の使用、転載の目的や内容が、本会の理念に反する場合、または営利目的として利用される場合（例えば、商標権等の使用、転載により本会が当該会員と何らかの関係にあるなどの印象を与え、当該会員の営利活動ないし営利活動の一翼を担っていると受け取られる恐れがある場合）は、使用を禁ずる場合がある。また、その恐れがある場合、本会は当該会員に対し警告もしくは注意を与えることが出来るものとする。
- 4. 商標権等の使用、転載を許諾した場合でも、その後本会のイメージに沿わない場合や、事情の変更により、後日使用、転載を禁ずる場合がある。

第15条（義務）

本会が会員に対し以下の内容で有益な支援をしたものについては、その経過、結果等を、会員は本会に対し報告をしなければならない。また、特別会員及び一般会員は本会に対し別途定める価格表や事前の通知された手数料を支払わなければならない。

1. 受注（情報・提案、等）
2. 開発・研究（共同開発・開発依頼、等）
3. 営業・販売（セミナー発表、展示会出展、等）
4. 企業紹介（パートナー、顧客、等）
5. その他、事業支援に伴う全般

第16条（損害賠償）

1. 本会を通じて知り得た情報または製品等によって会員が損害を被った場合といえども、本会は、会員に対して一切責任を負わないものとする。
2. 第14条第4項による理由により使用・転載を禁止された当該会員が、その事により損害を被った場合でも、本会はその損害を賠償しない。
3. 会員が本規約およびその他諸規定等に違反する行為、または不正もしくは違法な行為によって本会に損害を与えた場合には、本会は当該会員に対して本会の被った損害の賠償を請求することができるものとする。
4. 会員が除名されたことにより損害が生じても、本規約の規定にかかわらず、本会は会員に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第2章 運営委員会

第17条（運営委員会組織）

1. 運営委員会は、本会に関する重要事項を審議する委員会であり次の各号に掲げるものを構成員として組織する。
 - (1) 運営委員長
 - (2) 運営委員副会長
 - (3) 運営委員長
 - (3) 運営委員
2. 第1項の委員会には、同号に掲げる者のほか、次に掲げるものを列席させることができる。
 - (1) ビジネス研究会会長
 - (2) 事務局
 - (3) 各分科会リーダー
 - (4) その他、委員長が特に必要と認めた者

第18条（運営委員長・副会長・運営委員長・運営委員等）

1. 運営委員の就任と解任は、運営委員長が提案し、運営委員会が承認する。
2. 運営委員長、運営委員副会長、運営委員長、は、運営委員長が推薦し、運営委員会が承認する。
3. 運営委員長は、運営委員会を代表し、委員会を統括する。

第19条（審議事項）

運営委員会は、次の各号の事項について審議する。

1. 本会の運営に関する事項
2. 部会・ビジネス研究会の設立、廃止に関する事項
3. 部会・ビジネス研究会の運営に関する事項
4. 部会・ビジネス研究会の幹事会員の委嘱、解嘱に関する事項
5. その他、委員長が必要と認める事項

第3章 部会・ビジネス研究会

第20条（部会・ビジネス研究会組織）

1. 本会には、次の部会を置く。
 - （1）マーケティング部会：
会員、当社およびKDDI総合研究所のビジネスを市場のエンドユーザに営業展開し、パッケージ販売、システム開発、サポート、コンサルティングなどで顧客獲得、マーケティングを活用した共同事業を展開することを目的とする。
2. 部会には、ビジネス研究会を置くことができる。

第21条（ビジネス研究会）

1. ビジネス研究会は、部会の目的を遂行するため、部会内に設置するテーマごとの専門委員会であり、会員の選択によりビジネス研究会に所属することができる。
2. ビジネス研究会は、次の活動を行なう。具体的な活動内容は、個別のビジネス研究会の定めるところによる。
 - （1）年間活動計画の策定および実行
 - （2）広報活動
 - （3）データベースへの登録・更新
 - （4）その他

第22条（ビジネス研究会役員）

1. ビジネス研究会には、ビジネス研究会長（以下、研究会長という）を置く。
2. 研究会長は、ビジネス研究会参加会員の中から選任し、運営委員会がこれを委嘱する。任期は原則1年間とする。

第23条（ビジネス研究会の設立）

ビジネス研究会は、次のいずれかの場合に設立し、運営委員会の決議をもって設立する。

1. 事務局の立案
2. 会員の立案
3. ビジネス研究会の分割もしくは合併

第24条（部会・ビジネス研究会の廃止）

部会およびビジネス研究会の廃止は、運営委員会にて決定する。

第25条（運営費等）

1. マーケティング部会に属するビジネス研究会がその活動を通じて得た収益は、本会および参加会員の貢献度に応じて配分する。また、ビジネス研究会活動に必要な経費は、本会および参加会員が負担する。
2. 運営委員会および事務局の活動に必要な経費は、本会が負担する。

第26条（細目）

この規則に定めるもののほか、部会・ビジネス研究会に関し、必要な細目は、部会・ビジネス研究会が定める。

第27条（秘密保持等）

ビジネス研究会ごとに必要に応じて、会員、当社、KDDI 総合研究所の当事者間で、個別に秘密保持契約等を締結し、秘密保持について万全を期すものとする。

第4章 個人情報の取扱い

第28条（個人情報の取得）

本会は、会員の代表者及び担当者並びに会員よりの個人情報を本規約第4条に定める本会の活動内容の運営を実施する目的で会員より収集する。なお、当該個人情報は、当社と KDDI 総合研究所で共同保有する。

第29条（本会及び会員の個人情報の取扱い）

1. 本会は、会員の代表者及び担当者の個人情報について第4条の活動を実施するために会員に公開する。
2. 当社及び KDDI 総合研究所は、以下に公表する場合を除き、当該個人情報を第三者に提供しない。
 - (1) 上記1項に該当する場合。
 - (2) 別途、第三者への提供に関し、本人の同意を得た場合。
 - (3) 別途、芳名の定めがある場合。
3. 会員より提供される技術者情報について、本会が紹介等を行うに際し、他の会員に開示する際は、スキル、経験等個人が識別できない情報を開示するものとする。
4. 会員は、本会に個人情報を提供する代表者、担当者、技術者情報に記述される本人の個人情報を本会に提供するに際して、本人の同意を得て提供するものとする。
5. 預った個人情報は、情報処理の目的で外部に委託する事がある。外部委託先については、当社が設定する個人情報の委託先評価基準に照らし、適切な管理水準を維持している委託先にのみ委託し、委託期間中適切な管理を行う。
6. 会員より提供される個人情報については、全て任意で提供するものとする。但し、必要な内容が提供されない場合、第4条の活動の全て又は一部が実施できない場合がある。
7. 会員は、本会より公表を受けた個人情報について、厳正に取扱い、漏洩または紛失、盗難等に留意して取り扱うものとし、会員以外の個人、法人に本人の同意なく開示することを禁ずる。

第30条（個人情報に関する問い合わせ窓口）

本会は、個人情報に関する本人よりの開示請求、利用停止請求、及び苦情/相談窓口を以下に設置する。

東京システムハウス株式会社

責任者：個人情報管理責任者

問合せ窓口：個人情報管理事務局

お問い合わせ

TEL 03-3493-4601

(以下余白)

KT-NET 会費について

KT-NET (Knowledge and Technology information Network) 会員規約 (以下、本規約という) 第 6 条記載の会費は、以下の通り定める。

1. 区分

本会は、会員に提供する内容を下表のように定める。

(1 口登録)

	特別会員	一般会員	賛助会員
技術情報	無償	無償	無償
セミナー	無償	20～40%引き	20～40%引き
KDDI 総合研究所製品	20%引き	-	-
上項に対する教育	20%引き	-	-
分科会参加数	複数	複数	複数

2. 金額

本会は、会員区分ごとに以下の年会費を定める。(金額は税別)

(ア) 特別会員 120 万円

(イ) 一般会員 12 万円

(ウ) 賛助会員 無償

賛助会員は以下の両方又はいずれかの実施を条件に次年度の更新が可能となる。

- ・現場課題レポートの提出 (年 1 回)
- ・現場検証実施の協力 (年 1 回)

3. 支払条件

(1) 会費は年会費であり、その支払い方法には、入会申込み時に「初月一括払い」と「預金口座振替・自動支払い (以下、自動払込)」を選択できる。

(2) 「初月一括払い」の場合

(ア) 会員は、当社から発行する年会費請求書に従い、所定の口座に現金で支払うものとする。

(イ) 次年度以降の年会費は、当該期間満了日までに支払うものとする。

(3) 「自動払込」の場合

(ア) 会員は、自動振替により、所定の口座に払い込むものとする。但し、本払込み手続きが完了するまでの期間または手続き完了後、銀行口座への入金を確認できない期間が発生した場合には、当社から発行する「当該月数分の年会費」請求書に従い、所定の口座に現金で支払うものとする。

(以下余白)